

立川市南地区児童館及び併設学童保育所
における指定管理者候補者の選定について

答 申

令和6年11月8日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和6年8月1日付立子育第1835号により、立川市長から、「富士見児童館及び南富士見学童保育所、錦児童館及び錦学童保育所、羽衣児童館及び羽衣学童保育所並びに高松児童館における指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに諮問を受けました。

本審査会では、施設の設置目的を最大限活用し、市民サービスの向上と効果的・効率的な管理運営を行うことを目的とした指定管理者制度の趣旨をふまえ、公平・公正な視点から厳正に審査を進めた結果、下記のとおり指定管理者候補者の選定について答申いたします。

記

1 審査結果

本審査会において、公平・公正な視点から厳正に審査を行った結果、次の団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 立川市南地区児童館及び併設学童保育所

① 施設の名称及び所在地

ア 富士見児童館及び南富士見学童保育所	立川市富士見町7丁目7番12号
イ 錦児童館及び錦学童保育所	立川市錦町3丁目12番1号
ウ 羽衣児童館及び羽衣学童保育所	立川市羽衣町2丁目44番16号
エ 高松児童館	立川市高松町2丁目25番26号

② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地

(指定管理者候補者)

ア 団体の名称	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
イ 団体の所在地	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル

(次点候補者)

ア 団体の名称	
イ 団体の所在地	

③ 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

④ 採点結果

		労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
第一次審査 (1,500 点満点) 1 人 150 点満点	1,022 点	1,031 点
	2 位	1 位
第二次審査 (900 点満点※) 1 人 100 点満点	620 点	700 点
	2 位	1 位
総合審査 (2,400 点満点)	1,642 点	1,731 点
	2 位	1 位

※委員 1 名欠席により、900 点満点とした。

○ なお、答申に際し、付帯意見はありませんでした。

2 選定審査経過（審査会日程）

本審査に係るもののみ掲載

回	日 程	主な議事内容
第 1 回	令和 6 年 8 月 1 日（金） 18 時 00 分から	・ 辞令交付 ・ 諮問 ・ 立川市南地区児童館及び併設学童保育所指定管理者候補者選定審査基準について
第 2 回	令和 6 年 9 月 30 日（月） 18 時 00 分から	・ 立川市南地区児童館及び併設学童保育所指定管理者候補者選定第一次審査
第 3 回	令和 6 年 10 月 24 日（木） 18 時 00 分から	・ 立川市南地区児童館及び併設学童保育所指定管理者候補者選定第二次審査、最終審査 ・ 答申案の協議

上記のほか、9 月 30 日（月）に、6 名の委員が立川市南地区児童館及び併設学童保育所の現地視察を行いました。

3 選定の経過

（1）募集要項、仕様書等の確認

選定審査基準を決定するうえで、必要な募集要項、仕様書等について、市より説明を受け、質疑を行いました。

(2) 選定審査基準の設定

指定管理者候補者を公平・公正な視点から厳正に選定するため、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例等に基づき、選定審査基準（案）について協議し、第一次審査においては 14 項目、第二次審査においては 4 項目の選定審査基準を決定しました。

第一次審査は各委員 150 点満点、第二次審査は各委員 100 点満点とし、5 段階による加点方式としました。

また、配点については、第一次審査では、14 項目の選定審査基準の重要度に応じて配点し、第二次審査では、4 項目の選定審査基準の重要度は同様として同じ配点としました。

(3) 第一次審査（書類審査）

施設所管課が、市施策の中で児童館が果たす役割、応募事業者の提案内容、その他審査資料を補足する情報について説明を行った後、応募事業者から提出された書類について確認を行いました。その後、応募事業者の財務状況、提案内容の実現性等について議論する時間を設け、それを踏まえ各委員が選定審査基準に基づき採点しました。応募事業者は、2 者でした。選定審査基準に基づき、当該事業者を第二次審査対象者としてしました。

(4) 第二次審査（面接審査）

プレゼンテーションとそれに対応する質疑応答により、「公共施設であることの理解（設置目的の実現性）」、「指定管理者としての意欲・経営手法」、「誠実な業務履行への姿勢」、「提案内容の具体性・実現性」の 4 つの選定審査基準に基づき採点しました。

審査においては、2 者に対し、新規提案内容の実現可能性、利用者から深刻な相談を受けたときの対応、働き手の確保と安全・安心等について質問がされました。

最後に、第一次審査結果と第二次審査結果を加点し、順位付けを行った後に、各選定審査基準を合わせた総合的な視点からの協議を行い、1 の審査結果に記したとおりとしました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 小 沢 伸 光	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	千 葉 雄 太	公募
〃	竹 下 大 輔	公募
専門委員	米 原 立 将	大学准教授
〃	押 本 明 文	小学校校長
市 職 員	矢ノ口 美 穂	子ども家庭部長